

「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案」等に対する意見の募集について

警察庁では、

- 自動車の運転に必要な技能についての運転免許試験等の見直し
 - 指定自動車教習所における自動車の運転に関する技能の教習及び検定の見直し
 - 中型自動車第二種免許に係る運転免許試験において使用する自動車の要件等の見直し
- 等を内容とする「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案」等について検討しています。

その内容は別紙1及び別紙2のとおりですので、これについて御意見のある方は、氏名（法人又は団体の場合は、その名称及び代表者の氏名）及び連絡先（住所、電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、日本語にて意見を提出してください（ただし、氏名及び連絡先の記載は任意です。）。

意見提出先及び意見提出期間は、次のとおりです。

意見提出先	インターネット	<ul style="list-style-type: none">・ 電子政府の総合窓口 e-Gov パブリックコメント意見提出フォーム・ 電子メール (menkyoka@npa.go.jp) <p>※ 電子メールで提出される際は、件名に「パブリックコメント」と必ず御記入ください。</p> <p>※ 電子メールで提出された場合、情報セキュリティの観点から所要の対策が講じられているため、当該電子メールが到達しないおそれがありますので、極力e-Govのパブリックコメント意見提出フォームからの提出をお願いいたします。</p>
	郵送	〒100-8974 東京都千代田区霞が関2-1-2 警察庁交通局運転免許課法令係 パブリックコメント担当
意見提出期間	令和6年4月19日（金）から 令和6年5月18日（土）までの間（必着）	

なお、御意見の提出に当たっては、次の事項をあらかじめ御承知ください。

- 1 電話による御意見は受け付けておりません。
- 2 頂いた御意見に対しての個別の回答はいたしません。
- 3 意見提出者の氏名及び連絡先は、御意見の内容に不明な点があった場合の連絡以外の用途では使用しません。
- 4 頂いた御意見の内容は、住所、電話番号及び電子メールアドレスを除き、必要に応じ公表する可能性があります。
- 5 別紙1及び別紙2の内容のどの部分についての御意見かが分かるよう、数字、記号等をお示しの上、御意見を提出してください。

例：「別紙1の3(1)についての意見…。」

〈 凡 例 〉

- 法 令 : 道路交通法（昭和35年法律第105号）をいう。
令 : 道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）をいう。
- 改正府令 : 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案をいう。
- 第一条新府令 : 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案第一条による改正後の道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）をいう。
- 第二条新府令 : 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案第二条による改正後の道路交通法施行規則をいう。
- 第三条新府令 : 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案第三条による改正後の道路交通法施行規則をいう。
- 第四条新府令 : 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案第四条による改正後の道路交通法施行規則をいう。
- 改正規則 : 指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則の一部を改正する国家公安委員会規則案をいう。
- 第一条新規則 : 指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則の一部を改正する国家公安委員会規則案第一条による改正後の指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則（平成10年国家公安委員会規則第13号）をいう。
- 第二条新規則 : 指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則の一部を改正する国家公安委員会規則案第二条による改正後の指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則をいう。
- 第三条新規則 : 指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則の一部を改正する国家公安委員会規則案第三条による改正後の指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則をいう。
- 第四条新規則 : 指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則の一部を改正する国家公安委員会規則案第四条による改正後の指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則をいう。

〈 参 考 〉

別紙1及び別紙2のほかに、「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案」等について、案文を公表しております。

国家公安委員会・警察庁では、国民にとっての分かりやすさの観点から、内閣府令及び国家公安委員会規則の改正について、いわゆる「改め文」方式ではなく「新旧対照表」方式で行うこととしております。これに伴い、今回公表している内閣府令案及び国家公安委員会規則案の案文中の新旧対照表には、従来の新旧対照表（改正案欄と現行欄の相違点を一重傍線のみで表現）とは異なる新たな表記があります。

新たな表記とその意味は次のとおりです。

【二重傍線】

- 1 改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる標記部分（注）に二重傍線を付しており、その標記部分が異なる場合

改正前欄に掲げる二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）を改正後欄に掲げる対象規定として移動する。

- 2 改正前欄に掲げる対象規定に対応するものを改正後欄に掲げていない場合
対象規定を削る。
- 3 改正後欄に掲げる対象規定に対応するものを改正前欄に掲げていない場合
対象規定を加える。

（注） 標記部分とは、章、条、項、号、号の細分等の一まとまりの規定の冒頭の「第〇章」、「第〇条」、「1」、「一」、「イ」等の部分をいう（連続する複数の規定を記号により一括して標記した箇所を含む。）。

【破線】

改正前欄の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄の破線で囲んだ部分のように改める。